



所在地	緑区大和田町地内
フィールド範囲	上図の赤枠内
面積	約16,200平方メートル
フィールド特性	目的を問わず飛行検証が可能
飛行高度制限	地表から50メートルまで (右図)
車両駐車場所	4台まで (上図および裏面)
その他	・調整池のため、降雨等で水位が上がることがあります。常に気象情報を把握し、水位等の異常が確認されたら飛行を中断し、すみやかに調整池フェンス外へ退避してください。

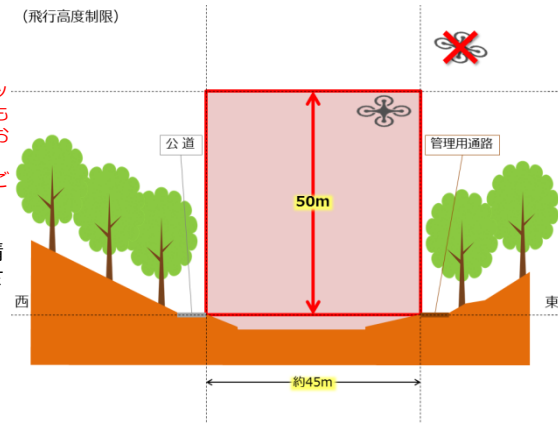
○ 利用当日のルール

- ・フェンス外の立入可能区域から飛行させることも可能ですが、門扉の開閉を行う場合、門扉に設置されているキーボックスの暗証番号を国家戦略特区推進課へ確認し、開錠用の鍵を利用して下さい。**利用後は元のキーボックスへ必ず返却して下さい。**
※利用終了後は鍵の閉め忘れにご注意ください。
- ・フィールドの利用時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までです。
※フィールドの利用は1日単位、ドローンの飛行は日没まで、利用時間には準備片付けの時間も含まれます。

- ・利用開始および終了時には、国家戦略特区推進課へ電話又はメールで連絡してください。
- ・操縦者および利用できる機体は、「事前登録」で登録済みの方および機体のみとしています。
※未登録の操縦者および機体での飛行が生じる場合、利用する前に事前登録の変更を申し出、変更登録の完了後に利用可能となりますので、注意してください。
- ・飛行可能区域および飛行高度は、周辺の安全に配慮して設定していますので、規程範囲を守って飛行させてください。
- ・近接して「公道」および「管理用通路」があることから、車や第三者が通行することもあります。安全な距離を保った飛行、飛行中止も考慮したうえで、安全な利用を心がけてください。
- ・飛行の際には安全確保のための補助者を配置してください。
※飛行経路全体が見える位置、飛行可能区域とドローンの位置関係が分かる位置、第三者が立入る恐れがある位置
- ・補助者はドローンの飛行状況や周囲の気象変化等を常に監視し、安全を確保するための必要な情報を操縦者に指示伝達等を行ってください。
※フィールドの飛行ルールを逸脱する恐れのある場合、飛行経路の周辺に第三者の接近を確認した場合、異常を確認した場合など
- ・フィールドの利用承諾を受けていることがわかるもの（「利用申込」後の利用承諾通知）を常時携帯してください。
- ・利用者および関係者以外の第三者に利用させないでください。
- ・航空法等の関係法令に違反する行為を行わないでください。
- ・その他「千葉市ドローンフィールド利用要綱」を遵守し、安全管理を十分に行ってご利用ください。
- ・利用終了後は、「ちば電子申請システム」からアンケートにご協力ください。

○ 注意事項

- ・撮影により、第三者のプライバシーを侵害するおそれがないようにしてください。
- ・第三者や関係者または物件などに損害等を与えた場合、すみやかに国家戦略特区推進課に連絡してください。
- ・火器類の使用は禁止です。
- ・フィールド内はすべて禁煙とします。
- ・火災にはご注意ください。
※ドローンの落下の衝撃により、機体のバッテリーから出火し、火災が発生することも想定されます。特に冬場は下草が枯れており、空気も乾燥する時期であることから、火災が発生しやすい状態となるため十分ご注意ください。
- ・物品販売等の営利行為は禁止です。
- ・利用後はすみやかに原状回復および清掃をし、ごみ等を放置しないでください。



● 問い合わせ

総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課(市役所本庁舎6階)
電話：043-245-5347 FAX：043-245-5551 電子メール：drf@city.chiba.lg.jp

①



②



公道



千葉県 ドローンフィールド

飛行可能区域

これより右側での飛行は禁止です。
 千葉県が法人向けに提供するドローン（無人航空機）の飛行エリアです。
 操縦訓練やスクール等の用途での利用はできません。
 法人が対象です。飛行を行い、承認を受けた一方の側の飛行はできません。

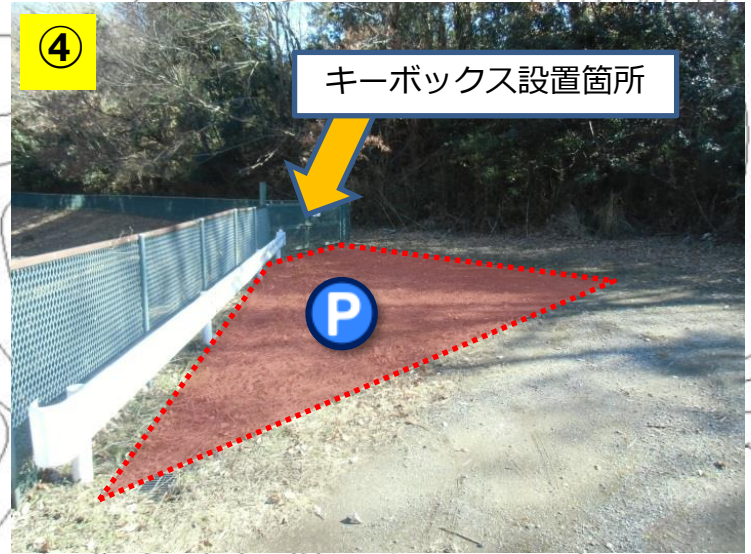
ドローンフィールドとは、千葉県が法人向けに提供するドローン（無人航空機）の飛行エリアです。操縦訓練やスクール等の用途での利用はできません。法人が対象です。飛行を行い、承認を受けた一方の側の飛行はできません。

千葉県庁 都市計画部 航空機課 電話：043-245-5347

③



④



キーボックス設置箇所

千葉県ドローンフィールドのご案内

ドローンフィールドとは
 千葉県が法人向けに提供するドローン（無人航空機）の飛行エリアです。
 操縦訓練やスクール等の用途での利用はできません。

利用対象
 千葉県に住所を有し、承認を受けた法人が対象です。
 個人は対象外となります。

利用時期
 千葉県庁の承認を受け、承認を受けた法人が対象です。
 ドローンでの飛行は承認後となります。

利用者の皆さまへ
 ドローンでの飛行は、周囲の安全確保に努めるとともに、飛行可能区域へ飛行しないよう留意してください。
 ・手動操縦モードでの飛行は、承認後に行ってください。
 ・ドローンでの飛行は、周囲の安全確保に努めるとともに、飛行可能区域へ飛行しないよう留意してください。
 ・ドローンでの飛行は、周囲の安全確保に努めるとともに、飛行可能区域へ飛行しないよう留意してください。

詳しくは、ドローンフィールドのドローンフィールドのご案内をご覧ください。
<https://www.city.chiba.jp/sogosemofield/>
https://www.city.chiba.jp/sogosemofield/sogosemofield_haku_haku_dronefield.html

お問い合わせ
 国土交通省国土利用政策課 国土利用課 国土利用課 国土利用課
 電話：043-245-5347 FAX：043-245-5551
 電子メール：dr@city.chiba.jp

